

町・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

西原町長 殿	平成 年 月 日							
	特別徴収義務者	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地						
		氏名又は名称及び代表者氏名・印						
		法人番号						
	指定番号				電話番号			

地方税法第321条の5の2の規定及び町税条例第46条の3の規定により、町県民税の特別徴収税額の納期の特例の承認を下記のとおり申請します。

承認を受けようとする事務所等の所在地及び名称							
承認を受けようとする事務所等に係る最近6ヶ月間の給与等の支払状況等	区 分	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	給与の支払を受ける者の数						
	同上の者に係る給与支払額						
	臨時雇用者						
	同上の者に係る給与支払額						
納期の特例の承認の取消の有無及びその年月日	有 平成 年 月 日 無						
特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月分以降に係る町・県民税の特別徴収税額						
その他参考となるべき事項							

○西原町税条例

(特別徴収税額の納期の特例)

第 46 条の 2 第 45 条第 1 項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時 10 人未満であるものに限る。以下本条、次条及び第 46 条の 4 において「事務所等」という。)につき、町長の承認を受けた場合には、6 月から 11 月まで及び 12 月から翌年 5 月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月 10 日までに納入することができる。

(納期の特例に関する承認の申請)

第 46 条の 3 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出)

第 46 条の 4 第 46 条の 2の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

(承認の取消し等があった場合の納期の特例)

第 46 条の 5 第 46 条の 2の承認の取消し又は前条の届出書の提出があった場合には、その取消し又は提出の日の属する第 46 条の 2に規定する期間に係る第 46 条に規定する月割額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月 10 日をその納期限とする。